

福島県国民健康保険給付割合一覧表

(平成30年4月1日現在)

1. 一部負担金の割合等

国保一般被保険者			自己負担限度額 (特例対象月については一部負担金の自己負担限度額が2分の1になります。)		
			70歳未満の世帯	1ヶ月当りの自己負担限度額	
国保退職被保険者等	本人	3割	ア 旧ただし書所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回該当:140,100円)	
	被扶養者	3割	イ 旧ただし書所得600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回該当:93,000円)	
未就学児 (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			ウ 旧ただし書所得210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)	
高齢受給者 (70歳以上75歳未満)	一般	2割※注	エ 旧ただし書所得210万円以下	57,600円 (多数回該当:44,400円)	
	現役並み所得者	3割	オ 住民税非課税	35,400円 (多数回該当:24,600円)	
			70~74歳(高齢受給者)の世帯	1ヶ月当りの自己負担限度額	外来のみ
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)	57,600円	
			一般	57,600円(多数回該当:44,400円)	14,000円 (年間上限: 144,000円)
			低所得者 II	24,600円	8,000円
			低所得者 I	15,000円	

平成27年1月から70歳未満の所得区分が細分化され(3→5段階)、自己負担限度額も見直されています(70歳以上は変更なし)。
 ※注 平成26年3月末日までに70歳に達している人(一般で昭和19年4月1日以前生まれの人)は1割負担。
 後期高齢者医療の所得区分と限度額は原則として国保の高齢受給者と同じ(現役並み所得者を除き1割負担)。

2. 保険者番号及び任意給付等(10割給付)

区分	保険者名	保険者番号	被保険者証記号	乳幼児・児童・生徒	妊産婦		被保番号桁数	区分	保険者名	保険者番号	被保険者証記号	乳幼児・児童・生徒	妊産婦		被保番号桁数
					4ヶ月より	5ヶ月より							4ヶ月より	5ヶ月より	
市部	福島市	070011	島1	18歳			6	大沼郡	金山町	070946	島54	18歳	○		9
	二本松市	070102	島2	18歳	○		7		昭和村	070953	島55	18歳	○		9
	郡山市	070037	島3	18歳			6	東白川郡	棚倉町	071035	島56	18歳			6
	須賀川市	070078	島4	18歳			9		矢祭町	071043	島57	18歳			3-4
	白河市	070052	島5	18歳			10		塙町	071050	島58	18歳		翌	6
	会津若松市	070029	島6	18歳			1~10		鮫川村	071068	島59	18歳		翌	6
	喜多方市	070086	島7	18歳	○		8	西白河郡	西郷村	070961	島60	18歳		翌	7
	いわき市	070045	島8	18歳			6		泉崎村	070995	島63	18歳			7
	相馬市	070094	島10	18歳			7		中島村	071001	島64	18歳			6
	田村市	070110	島91	18歳	○		10		矢吹町	071019	島65	18歳			3-5
伊達郡	南相馬市	070128	島92	18歳			5-5	石川郡	石川町	071084	島67	18歳			6
	伊達市	070136	島93	18歳			5		玉川村	071092	島68	18歳			4-3
	本宮市	070144	島94	18歳			10		平田村	071100	島69	18歳			3-4
	川俣町	070581	島11	18歳			7		浅川町	071118	島70	18歳			6
安達郡	桑折町	070516	島13	18歳			5	古殿町	071076	島71	18歳			10	
	国見町	070532	島14	18歳			10	三春町	071126	島72	18歳			2-6	
岩瀬郡	大玉村	070615	島21	18歳			5	田村郡	小野町	071134	島73	18歳			2-5
	鏡石町	070672	島27	18歳			3-4		広野町	071191	島79	18歳			6
南会津郡	天栄村	070698	島29	18歳			3-4	双葉郡	檜葉町	071209	島80	18歳			8
	南会津町	071324	島30	18歳			6		富岡町	071217	島81	18歳	○		7
	下郷町	070714	島31	18歳			9		川内村	071225	島82	18歳			4
	檜枝岐村	070730	島33	18歳			6		大熊町	071233	島83	18歳			7
耶麻郡	只見町	070763	島36	18歳			9	双葉町	071241	島84	18歳			7	
	磐梯町	070847	島38	18歳	○		9	浪江町	071258	島85	18歳			7	
	猪苗代町	070854	島39	18歳			1~5	葛尾村	071266	島86	18歳			5	
	北塩原村	070797	島42	18歳			9	新地町	071274	島87	18歳			6	
河沼郡	西会津町	070821	島45	18歳	○		3-5	相馬郡	飯館村	071308	島90	18歳			6
	会津坂下町	070862	島47	18歳	○		8		国保組合名			任意給付			
	湯川村	070870	島48	18歳	○		9		歯科医師国保組合	073015	島組1			6	
大沼郡	柳津町	070888	島49	18歳	○		9	医師国保組合	073023	島組2			7		
	会津美里町	071316	島51	18歳			10								
	三島町	070938	島53	18歳	○		6								

※会津坂下町妊産婦4ヶ月よりは、13週目よりとなります。

※全国土木建築国保組合(133033)・中央建設国保組合(133264)・全国建設工事業国保組合(133298)は、平成24年4月1日より県外保険者分として取り扱っています。

法別番号	公費負担医療名	法別番号	公費負担医療名
10	感染症予防・医療法による結核患者の適正医療	24	障害者総合支援法による療養介護医療
11	感染症予防・医療法による結核患者の入院	28	感染症予防・医療法による一類感染症等の患者の入院医療
13・14	戦傷病者特別援護法による療養の給付	29	感染症予防・医療法による新感染症等の患者の入院医療
15	障害者総合支援法による更生医療	38	肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
16	障害者総合支援法による育成医療	51	特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害治療費
17	児童福祉法による療育の給付	52	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援
18・19	原子爆弾被爆者の医療	53	児童福祉法の措置等に係る医療の給付
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院	54	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療
21	障害者総合支援法による精神通院医療	62	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法
22	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置	66	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
23	母子保健法による養育医療	79	児童福祉法による障害児施設医療

注1 福島県内全保険者(国保組合は除く)は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのものは10割給付
 2 妊産婦欄に○印のある保険者は、妊娠4ヶ月ないし5ヶ月の月より分娩の日の属する月まで10割給付
 3 妊産婦欄に「翌」印のある保険者は、分娩の日の翌月まで10割給付

◎ 国保診療報酬等の請求及び支払いに関する照会は、

市外局番(024)

業務管理課	管理調整係	523-2757	(明細書受付・審査委員会・医療機関再審査・社保乳幼児・出産育児一時金・業務庶務全般担当)
	療養費係	523-2705	(訪問看護・柔道整復・療養費・妊婦健康診査・新生児聴覚検査・重度心身障害者)
業務審査課	業務第一係	523-2804	(オンライン請求受付・会津若松市・郡山市・白河市・喜多方市・相馬市・二本松市・田村市・伊達市・本宮市・南会津郡・耶麻郡・河沼郡・大沼郡・石川郡の医科・調剤診療報酬の審査・資格審査・保険者再審査・全国決済担当)
"	業務第二係	523-2762	(オンライン請求受付・福島市・いわき市・須賀川市・南相馬市・伊達郡・安達郡・岩瀬郡・西白河郡・東白川郡・田村郡・双葉郡・相馬郡・国立病院の医科・調剤診療報酬の審査・資格審査・保険者再審査・全国決済担当)
"	歯科係	523-2767	(オンライン請求受付・歯科診療報酬審査・資格審査担当)
"	過誤調整係	523-2761	(診療報酬・調剤報酬・訪問看護・柔道整復療養費・過誤返戻担当)
電算管理課	レセプト電算係	523-2815	(オンライン請求システム・レセプト電算処理システム・画像レセプト管理システム担当)
"	共同電算係	523-2813	(共同電算関係担当)
介護福祉課	介護保険係	523-2702	(介護保険業務に係る企画・調整・審査支払・苦情処理担当)
事業振興課	保健事業係	523-2754	(特定健診担当)
	求償係	523-2743	(第三者行為求償事務担当)

診療報酬請求書及びに診療報酬明細書の提出は毎月10日(社保乳幼児は13日)必着でお願いします。
 なお、年間を通して10日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は開館し、受付を行います。

〒960-8043 福島市中町3番7号 福島県国保会館
福島県国民健康保険団体連合会